池田中学校「学校いじめ防止基本方針」

池田町立池田中学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための対策を施すとともに、本校の生徒が、互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくる。

１　「いじめ」の定義

当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◎具体的ないじめの態様は、次のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言う
- 仲間はずし、集団で無視をする
- ぶつかったり、遊ぶふりをして叩く、蹴る
- 金品をたかったり、隠したり、壊したり、捨てたりする
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことを強制的にさせる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等のいやなことをする　など

◎好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者側が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応ができるが、「いじめ」であることに変わりはなく校内の対策組織での情報共有は必要である。

◎いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとします）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがあります）③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

２　いじめ防止等対策の基本理念（いじめ防止対策推進法第３条）

⑴　すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

⑵　学校教育活動全体を通じ、全ての生徒が「いじめは決して許されない行為である」ことを理解・認識し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないようにしなければならない。とりわけ、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組まなくてはならない。

⑶　いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

⑷　他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別視するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えていることを大人が自覚し、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高め、状況に応じて機敏に対応できる体制を整えなければならない。

３　学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

〇学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

４　いじめ防止対策のための組織（いじめ防止対策推進法第２２条）

⑴　名　称：　池田中学校いじめ防止対策委員会(特別委員会)

⑵　構成員：　校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学校運営協議員、ＰＴＡ（四役)、ＳＣ、保健子育て課
ただし、学校運営協議員、ＰＴＡ（四役)、ＳＣ、保健子育て課については必要に応じて出席を要請する。

⑶　会　議：　4月(計画会議)　、3月(反省会議)、その他必要に応じて開催。

⑷　役　割：　「未然防止」「早期発見」「事案対処」「情報収集」「情報共有」
「支援と指導の方針決定」「研修の推進」「年間計画の作成、検証、修正」「PDCA サイクルによる基本方針の見直し」「いじめ見逃しゼロ」

⑸　その他：①校内体制による「いじめ対策委員会」は、次の通りにする。
教頭、生徒指導部、当該学年担任、養護教諭、教育相談員
(場合によっては、教科担任や学習生活支援員にも参加を要請する)
②学校運営協議委員、ＰＴＡ三役へは、会議内容を伝え、必要に応じて助言をもらう。

５　いじめ発見と防止のための取組

⑴　いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、６月、11 月にいじめアンケートを実施する。

⑵　教育相談体制の整備
いじめアンケート実施後、状況に応じて「教育相談」を実施する。実施計画情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。（教育相談員との連携を図る。）

⑶　いじめは、「**どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる**」という強い自覚を持って対処する。

⑷　生徒観察による情報収集
学年担任及び学年所属職員、教科担任や養護教諭等、常に情報収集を心がけ、奇なる言動を発見した場合は、指導部に報告する。指導部ではその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

⑸　必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

⑹　生徒会主体によるいじめ防止の取組
いじめ防止のテーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

⑺　いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような対応策を払拭する。

⑻　QUテスト（7月・１２月）の組織的な活用を図り、状況把握に生かす。

⑼　学校評価アンケートへの位置づけと学校運営協議会での外部評価の実施

⑽　いじめ解消の定義はつぎのとおり。
①いじめに係る行為が３カ月以上止んでいること。
②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（面談で本人から確認する）

⑾　重大事態への対処
①重大事態の定義（同法 28 条）
- 生徒の生命、身体、財産にかかわる重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。（年間 30 日を目安とする）
- 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。

②重大事態の報告、調査
- 事実を把握した後速やかに校長は教育委員会に報告を行う。

６　いじめ発見後の対応(予断は持たず・スピード感を持って対応)

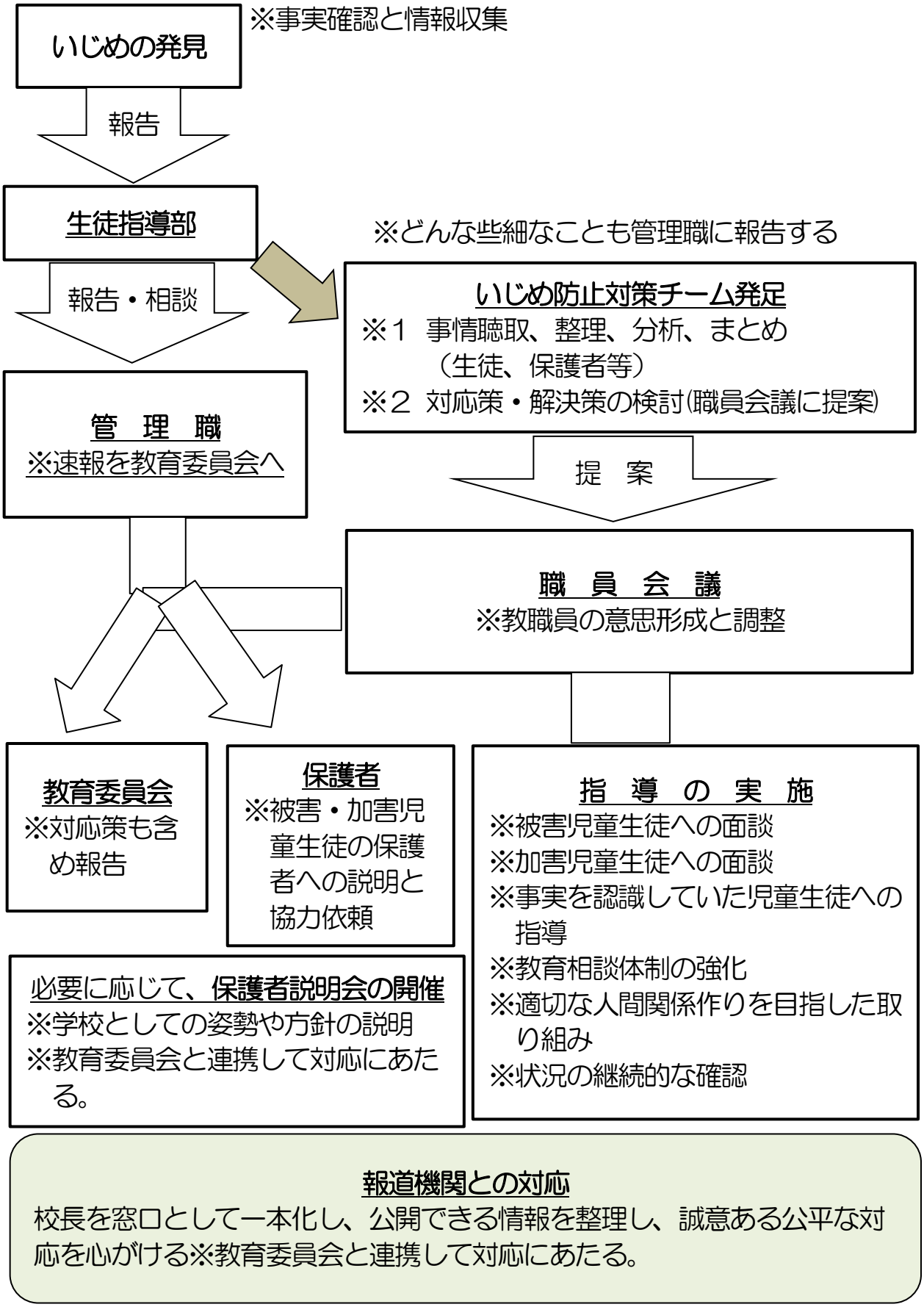

７　いじめ防止のための研修の充実

⑴　いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年２回開催する。

⑵　研修講座等、校外の研修会に参加し、その研修情報の内部提供に努める。

⑶　指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供やミニ研修の機会を充実させる

⑷　いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を行う必要がある。

８　全領域における連携の重視

⑴　各教科

それぞれの教科において、生徒指導の機能を活かした取り組みを基盤とし、言語活動や各種授業形態による活動を通して他者と適切に関わる能力を高め、いじめの芽を摘み取るように努力する。

⑵　道　徳

道徳の時間は、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を考えさせ、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。

⑶　特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、より良い人間関係を築く力や、社会性の育成を図りいじめ防止に寄与する。

⑷　総合的な学習の時間

体験活動や言語活動、探究活動を充実させ、社会的な視野を広めるとともに他者理解を深めさせる。

９　いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感のある対応が求められるため、ＰＤＣＡサイクルにより、短期スパンの検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

１０　保護者・地域への情報提供

この基本方針は、４月に文書で家庭に配布するとともに、必要に応じ、対応状況について説明する機会を設け、説明責任・結果責任を果たす。

１１　いじめ防止プログラム

４月	「いじめ対応」についての保護者への説明(参観日、ＰＴＡ総会) いじめ対策委員会①
５月	体育祭
６月	いじめアンケート(１回目) 教育相談週間（上中旬） 生徒指導交流会（下旬）
７月	QUテスト実施（１回目） 学校評価(自己評価)
１０月	文化祭 教育相談週間（中下旬）
１１月	いじめアンケート(２回目上旬) 教育相談週間(上旬) 生徒指導交流会（中旬） 学校評価
１２月	QUテスト実施（２回目）
２月	いじめ対策委員会②